



三重県公報

令和7年3月28日（金）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	規 則		
27	三重県行政組織規則の一部を改正する規則	（ 総 務 課 ）	2
28	三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	（ 同 ）	13

規 則

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和七年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十七号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則
三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第六条 総務部に、次に掲げる課を置く。 一 〓四 （略） 五 法務課 六 文書・情報公開課 七 〓十三 （略） 二 〓六 （略） 七 法務課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 公告式に関すること。 二 条例、規則等の整備及び審査並びに法令の解釈に関すること。 三 〓四 （略） 五 〓六 （略） 七 〓九 （略） 八 文書・情報公開課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 公文例及び公印に関すること。 二 文書の收受、配布及び発送に関すること。 三 〓五 （略） 六 大型複写機の運用に関すること。 七 三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第二十五号）の施行に関すること（特定歴史公文書等に関する部分を除く。）。 八 （略） 九 三重県公文書等管理審査会に関すること。 九 〓一七 （略） 第七条 政策企画部に、次に掲げる課を置く。 一 〓五 （略） 六 国際戦略・プロモーション推進課 七 （略） 二 （略） 三 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 〓六 （略）	第六条 総務部に、次に掲げる課を置く。 一 〓四 （略） 五 法務・文書課 六 情報公開課 七 〓十三 （略） 二 〓六 （略） 七 法務・文書課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 公告式、公文例及び公印に関すること。 二 文書の收受、配布及び発送に関すること。 三 法規文書、公不文書及び令達文書の整備及び審査並びに法令の解釈に関すること。 四 〓五 （略） 六 大型複写機の運用に関すること。 七 三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第二十五号）の施行に関すること（特定歴史公文書等に関する部分を除く。）。 八 〓九 （略） 十 三重県公文書等管理審査会に関すること。 十一 〓十三 （略） 八 情報公開課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 〓三 （略） 四 （略） 九 〓一七 （略） 第七条 政策企画部に、次に掲げる課を置く。 一 〓五 （略） 六 国際戦略課 七 （略） 二 （略） 三 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 〓六 （略）

4 ～ 6 (略)	セ プロモーションの推進に関すること。
7 国際戦略・プロモーション推進課の分掌事務は、次のとおりとする。	7 国際戦略課の分掌事務は、次のとおりとする。
一 ～ 四 (略)	一 ～ 四 (略)
五 プロモーションの推進に関すること。	
8 (略)	8 (略)
第八条 (略)	第八条 (略)
2 ～ 5 (略)	2 ～ 5 (略)
6 交通政策課の分掌事務は、次のとおりとする。	6 交通政策課の分掌事務は、次のとおりとする。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の施行に関すること。	
四 運輸事業の振興の助成に関する法律(平成二十三年法律第百一号)の施行に関すること(三重県バス協会に係るものに限る。)	
7 広域交通・リニア推進課の分掌事務は、次のとおりとする。	7 広域交通・リニア推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
一 (略)	一 (略)
二 運輸事業の振興の助成に関する法律の施行に関すること(三重県バス協会に係るものを除く。)	二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の施行に関すること。
8・9 (略)	8・9 (略)
10 市町行財政課の分掌事務は、次のとおりとする。	10 市町行財政課の分掌事務は、次のとおりとする。
一 ～ 十二 (略)	一 ～ 十二 (略)
十三 本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会に関すること。	十三 本人確認情報の保護に関する審議会に関すること。
十四 (略)	十四 (略)
11 スポーツ推進課の分掌事務は、次のとおりとする。	11 スポーツ推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
一 ～ 四 (略)	一 ～ 四 (略)
五 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催に係る調整に関すること。	
六 ～ 八 (略)	五 ～ 七 (略)
12 ～ 14 (略)	12 ～ 14 (略)
第八条の二 (略)	第八条の二 (略)
2 防災対策総務課の分掌事務は、次のとおりとする。	2 防災対策総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
一 ～ 六 (略)	一 ～ 六 (略)
七 (略)	七 防災行政の企画及び調整に関すること。
八 (略)	八 地域防災計画に関すること。
	九 (略)
	十 三重県防災会議に関すること。
	十一 (略)
3 (略)	3 (略)
4 災害対策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。	4 災害対策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
一 防災行政の企画及び調整に関すること。	一 災害対策の企画及び調整に関すること。
二・三 (略)	二・三 (略)
四 地域防災計画に関すること。	
五 三重県防災会議に関すること。	
六・七 (略)	四・五 (略)

5 ～ 8 (略) 第九条 医療保健部に、次に掲げる課を置く。 一 ～ 五 (略) 六 健康推進課 七 感染症対策課 八・九 (略) 2 ～ 6 (略) 7 健康推進課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 健康づくり基本計画の推進に関すること。 二 食環境の整備及び食育の推進に関すること。 三 このころの健康づくりの推進に関すること。 四 歯及び口腔の健康づくりの支援に関すること。 五 難病対策に関すること。 六 三重県飲酒運転〇をめざす条例(平成二十五年三 重県条例第七十号)の規定による医療機関の指定に 関すること。 七 三重県精神医療審査会に関すること。 八 三重県公衆衛生審議会に関すること。 九 三重県難病医療審査会に関すること。 十 三重県精神保健福祉審議会に関すること。 十一 このころの健康センターに関すること。 十二 公衆衛生学院に関すること。 十三 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号) の施行に関すること。 十四 健康増進法(平成十四年法律第百三号)の施行 に関すること。 十五 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の施 行に関すること(保健事項に限る。) 十六 歯科衛生士法の施行に関すること(養成施設の 指定及び監督に係るものを除く。) 十七 歯科技工士法の施行に関すること(名簿の登録 及び免許証の交付に係るものを除く。) 十八 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平 成六年法律第百十七号)の施行に関すること。 十九 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四 号)の施行に関すること。 二十 肝炎対策基本法(平成二十一年法律第九十七 号)の施行に関すること。 二十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号)の施行に関する こと。 二十二 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五 年法律第百九号)の施行に関すること。 二十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律(平成十七年法律第百二十三	5 ～ 8 (略) 第九条 医療保健部に、次に掲げる課等を置く。 一 ～ 五 (略) 六 感染症対策課 七 健康推進課 八・九 (略) 2 ～ 6 (略) 7 感染症対策課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 感染症対策の推進に関すること。 二 三重県感染症診査協議会に関すること。 三 保健環境研究所に関すること(環境生活部の所管 に属するものを除く。) 四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律(平成十年法律第百十四号)の施行に関 すること。 五 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十 四年法律第三十一号)の施行に関すること。 六 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の施 行に関すること。
---	--

号)の施行に關すること(精神通院医療に係るものに限る。) 二十四 ギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号)の施行に關すること。 二十五 保健師業務の統括に關すること。 8 感染症対策課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 感染症対策の推進に關すること。 二 三重県感染症診査協議会に關すること。 三 保健環境研究所に關すること(環境生活部の所管に屬するものを除く。) 四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律(平成十年法律第一百四十四号)の施行に關すること。 五 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十号)の施行に關すること。 六 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の施行に關すること。	8 健康推進課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 健康づくり基本計画の推進に關すること。 二 食環境の整備及び食育の推進に關すること。 三 この府の健康づくりの推進に關すること。 四 歯及び口腔の健康づくりの支援に關すること。 五 難病対策に關すること。 六 三重県飲酒運転^{ひま}○をめざす条例(平成二十五年三重県条例第七十号)の規定による医療機関の指定に關すること。 七 三重県精神医療審査会に關すること。 八 三重県公衆衛生審議会に關すること。 九 三重県難病医療審議会に關すること。 十 三重県精神保健福祉審議会に關すること。 十一 この府の健康センターに關すること。 十二 公衆衛生学院に關すること。 十三 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の施行に關すること。 十四 健康増進法(平成十四年法律第百三号)の施行に關すること。 十五 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の施行に關すること(保健事項に限る。) 十六 歯科衛生士法の施行に關すること(養成施設の指定及び監督に係るものを除く。) 十七 歯科技工士法の施行に關すること(名簿の登録及び免許証の交付に係るものを除く。) 十八 原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律(平成六年法律第百十七号)の施行に關すること。 十九 臓器の移植に關する法律(平成九年法律第百四号)の施行に關すること。 二十 肝炎対策基本法(平成二十一年法律第九十七号)の施行に關すること。 二十一 精神保健及び精神障害者福祉に關する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の施行に關すること。 二十二 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九号)の施行に關すること。 二十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)の施行に關すること(精神通院医療に係るものに限る。)
--	--

9 (略)	二十四 <u>ギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号)の施行に関すること。</u>
10 葉務課の分掌事務は、次のとおりとする。	二十五 <u>保健師業務の統括に関すること。</u>
一〇十二 (略)	9 (略)
十三 <u>大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第百二十四号)の施行に関すること。</u>	10 葉務課の分掌事務は、次のとおりとする。
十四〇十七 (略)	一〇十二 (略)
第十条 (略)	十三 <u>大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)の施行に関すること。</u>
2〇12 (略)	十四〇十七 (略)
13 大気・水環境課の分掌事務は、次のとおりとする。	第十条 (略)
一〇二十六 (略)	2〇12 (略)
二十七 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十一年法律第百九十一号)に係る規制に関すること(他課の所管に属するものを除く。)</u>	13 大気・水環境課の分掌事務は、次のとおりとする。
第十二条 (略)	一〇二十六 (略)
2〇8 (略)	第十二条 (略)
9 畜産課の分掌事務は、次のとおりとする。	2〇8 (略)
一〇十七 (略)	9 畜産課の分掌事務は、次のとおりとする。
十八 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関すること(畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第一項の認定を受ける開発行為に係るものに限る。)</u>	一〇十七 (略)
10 (略)	10 (略)
11 農業基盤整備課の分掌事務は、次のとおりとする。	11 農業基盤整備課の分掌事務は、次のとおりとする。
一〇十二 (略)	一〇十二 (略)
十三 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関すること(地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域(以下「地すべり防止区域」という。)(農林水産省農村振興局の所管に属するものに限る。))及び海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域(農林水産省農村振興局の所管に属するものに限る。))に係るものに限る。)</u>	12 (略)
12 (略)	13 農地調整課の分掌事務は、次のとおりとする。
13 農地調整課の分掌事務は、次のとおりとする。	一〇十 (略)
一〇十 (略)	14 15 (略)
十一 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関すること(農地及び農業振興地域の農用地区域内のもの(他課の所管に属するものを除く。))に限る。)</u>	16 治山林道課の分掌事務は、次のとおりとする。
14 15 (略)	一〇十一 (略)
16 治山林道課の分掌事務は、次のとおりとする。	
一〇十一 (略)	
十二 <u>地すべり等防止法の施行に関すること(林野庁の所管に属するものに限る。)</u>	
十三 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関すること(同法第二十六条第一項に規定する特定盛土等規制区域における森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森</u>	

林の区域及び同法第七条の二第一項に規定する国有林の地域別の森林計画区域に係るもの並びに地すべり防止区域（林野庁の所管に属するものに限る。）に係るものに限る。）。	
17 17 ～ 20 （略）	17 17 ～ 20 （略）
21 水産基盤整備課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 ～ 十 （略） 十一 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関すること（海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域（農林水産省水産庁の所管に属するものに限る。）に係るものに限る。）。	21 水産基盤整備課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 ～ 十 （略）
第十三条 雇用経済部に、次に掲げる課等を置く。 一 ～ 九 （略） 十 工業研究所・津高等技術学校一体整備プロジェクトチーム	第十三条 雇用経済部に、次に掲げる課等を置く。 一 ～ 九 （略）
2 2 ～ 10 （略） 11 工業研究所・津高等技術学校一体整備プロジェクトチームの分掌事務は、工業研究所及び津高等技術学校の一体整備に関することとする。	2 2 ～ 10 （略）
第十四条 （略） 2 2 ～ 7 （略） 8 道路企画課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 高規格幹線道路の整備促進に関すること（近畿道紀勢線推進プロジェクトチームの所管に属するものを除く。）。 二 ～ 五 （略）	第十四条 （略） 2 2 ～ 7 （略） 8 道路企画課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 高規格幹線道路の整備促進に関すること（熊野道路、紀宝熊野道路及び新宮紀宝道路の用地取得及び事業調整に係るものを除く。）。 二 ～ 五 （略）
9 近畿道紀勢線推進プロジェクトチームの分掌事務は、高規格幹線道路の整備促進に関すること（熊野道路の事業調整並びに紀宝熊野道路の用地取得及び事業調整に係るものに限る。）とする。 10 ・ 11 （略）	9 近畿道紀勢線推進プロジェクトチームの分掌事務は、高規格幹線道路の整備促進に関すること（熊野道路、紀宝熊野道路及び新宮紀宝道路の用地取得及び事業調整に係るものに限る。）とする。 10 ・ 11 （略）
12 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 ～ 十一 （略） 十二 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関すること（河川法第五十四条に規定する河川保全区域に係るものに限る。）。	12 河川課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 ～ 十一 （略）
13 防災砂防課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 ～ 九 （略） 十 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関すること（砂防法第二条の規定により指定された土地（以下「砂防指定地」という。）の急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域（以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。）及び地すべり防止区域（国土交通省の所管に属するものに限る。）に係るものに限る。）。	13 防災砂防課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 ～ 九 （略）
14 港湾・海岸課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 ～ 十 （略） 十一 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関すること（港湾法第三十七条第一項に規定する港	14 港湾・海岸課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 ～ 十 （略）

湾隣接地域及び海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域（国土交通省の所管に属するものに限る。）に係るものに限る。）。																													
15 18（略）																													
19	建築開発課の分掌事務は、次のとおりとする。																												
一 五（略）																													
六	三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例（令和七年三重県条例第三十三号）附則第二項及び第三項に規定する経過措置の施行に関すること。																												
七 二十（略）																													
二十一	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（他課の所管に属するものを除く。ただし、規制に関することについては、都市計画法第四条第十二号に規定する開発行為（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第一項の認定を受け開発行為を除く。）に該当する宅地造成等に係るものに限る。）。																												
二十二 二十八（略）																													
20 22（略）																													
（職制）																													
第十九条（略）																													
2（略）																													
3	前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理するために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。																												
	<table><tr><th>職</th><th>組織</th><th>職務</th></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><td>首都圏営業拠点運営総括監</td><td>雇用経済部</td><td>上司の命を受けて首都圏営業拠点の運営に関する事務を処理する。</td></tr><tr><td>中小企業・経営改革推進総括監</td><td>雇用経済部</td><td>上司の命を受けて中小企業政策に係る総合調整に関する事務を処理する。</td></tr><tr><td>インバウンド誘客総括監</td><td>観光部</td><td>上司の命を受けてインバウンド誘客に係る総合調整に関する事務を処理する。</td></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><td>ゼロエミッションプロジェクト推進監</td><td>政策企画部</td><td>上司の命を受けてゼロエミッションプロジェクトに関する事務を処理する。</td></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><td>地域共生社会推進監</td><td>子ども・福祉部</td><td>上司の命を受けて地域共生社会の推進に関する事</td></tr></table>	職	組織	職務	(略)	(略)	(略)	首都圏営業拠点運営総括監	雇用経済部	上司の命を受けて首都圏営業拠点の運営に関する事務を処理する。	中小企業・経営改革推進総括監	雇用経済部	上司の命を受けて中小企業政策に係る総合調整に関する事務を処理する。	インバウンド誘客総括監	観光部	上司の命を受けてインバウンド誘客に係る総合調整に関する事務を処理する。	(略)	(略)	(略)	ゼロエミッションプロジェクト推進監	政策企画部	上司の命を受けてゼロエミッションプロジェクトに関する事務を処理する。	(略)	(略)	(略)	地域共生社会推進監	子ども・福祉部	上司の命を受けて地域共生社会の推進に関する事	
職	組織	職務																											
(略)	(略)	(略)																											
首都圏営業拠点運営総括監	雇用経済部	上司の命を受けて首都圏営業拠点の運営に関する事務を処理する。																											
中小企業・経営改革推進総括監	雇用経済部	上司の命を受けて中小企業政策に係る総合調整に関する事務を処理する。																											
インバウンド誘客総括監	観光部	上司の命を受けてインバウンド誘客に係る総合調整に関する事務を処理する。																											
(略)	(略)	(略)																											
ゼロエミッションプロジェクト推進監	政策企画部	上司の命を受けてゼロエミッションプロジェクトに関する事務を処理する。																											
(略)	(略)	(略)																											
地域共生社会推進監	子ども・福祉部	上司の命を受けて地域共生社会の推進に関する事																											

湾隣接地域及び海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域（国土交通省の所管に属するものに限る。）に係るものに限る。）。																										
15 18（略）																										
19	建築開発課の分掌事務は、次のとおりとする。																									
一 五（略）																										
六	三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十七年三重県条例第四十一号）の施行に関すること。																									
七 二十（略）																										
二十一	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）の施行に関すること。																									
二十二 二十八（略）																										
20 22（略）																										
（職制）																										
第十九条（略）																										
2（略）																										
3	前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理するために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。																									
	<table><tr><th>職</th><th>組織</th><th>職務</th></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><td>首都圏営業拠点運営総括監</td><td>雇用経済部</td><td>上司の命を受けて首都圏営業拠点の運営に関する事務を処理する。</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>ゼロエミッションプロジェクト推進監</td><td>政策企画部</td><td>上司の命を受けてゼロエミッションプロジェクトに関する事務を処理する。</td></tr><tr><td>プロモーション推進監</td><td>政策企画部</td><td>上司の命を受けてプロモーションの推進に関する事務を処理する。</td></tr><tr><th>(略)</th><th>(略)</th><th>(略)</th></tr><tr><td>地域共生社会推進監</td><td>子ども・福祉部</td><td>上司の命を受けて地域共生社会の推進に関する事</td></tr></table>	職	組織	職務	(略)	(略)	(略)	首都圏営業拠点運営総括監	雇用経済部	上司の命を受けて首都圏営業拠点の運営に関する事務を処理する。	(略)	(略)	(略)	ゼロエミッションプロジェクト推進監	政策企画部	上司の命を受けてゼロエミッションプロジェクトに関する事務を処理する。	プロモーション推進監	政策企画部	上司の命を受けてプロモーションの推進に関する事務を処理する。	(略)	(略)	(略)	地域共生社会推進監	子ども・福祉部	上司の命を受けて地域共生社会の推進に関する事	
職	組織	職務																								
(略)	(略)	(略)																								
首都圏営業拠点運営総括監	雇用経済部	上司の命を受けて首都圏営業拠点の運営に関する事務を処理する。																								
(略)	(略)	(略)																								
ゼロエミッションプロジェクト推進監	政策企画部	上司の命を受けてゼロエミッションプロジェクトに関する事務を処理する。																								
プロモーション推進監	政策企画部	上司の命を受けてプロモーションの推進に関する事務を処理する。																								
(略)	(略)	(略)																								
地域共生社会推進監	子ども・福祉部	上司の命を受けて地域共生社会の推進に関する事																								

		務を処理する。
(略)	(略)	(略)
消費生活監	環境生活部	上司の命を受けて消費者施策の調整に関する事務を処理する。
ごみ処理広域化推進監	環境生活部	上司の命を受けてごみ処理の広域化・集約化に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
機関長	農林水産部 水産資源管理課	上司の命を受けて漁業取締船に関する事務を処理する。
中小企業・経営改革推進監	雇用経済部	上司の命を受けて中小企業政策に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

4 (略)
(室の設置及び分掌事務)

第二十六条 (略)

2 地域調整防災室の分掌事務は、次のとおりとする。
一 十三 (略)

十四 十八 (略)

十九 二十五 (略)

二十六・二十七 (略)

3 (略)
(室の設置及び分掌事務)

第三十二条の二 (略)

2 地域活性化防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 十六 (略)

十七 二十一 (略)

二十二 二十八 (略)

土砂対策監	環境生活部	上司の命を受けて土砂対策に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
消費生活監	環境生活部	上司の命を受けて消費者施策の調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
機関長	農林水産部 水産資源管理課	上司の命を受けて漁業取締船に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

4 (略)
(室の設置及び分掌事務)

第二十六条 (略)

2 地域調整防災室の分掌事務は、次のとおりとする。
一 十三 (略)

十四 消費生活に関すること。

十五 文化の振興に関すること。

十六 国際化の推進に関すること。

十七 二十一 (略)

二十二 自衛官の募集に関すること。

二十三 二十九 (略)

三十 国民生活安定緊急措置法の施行に関すること。

三十一 生活関連物資等の買占め及び荒惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関すること。

三十二・三十三 (略)

3 (略)
(室の設置及び分掌事務)

第三十二条の二 (略)

2 地域活性化防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 十六 (略)

十七 消費生活に関すること。

十八 文化の振興に関すること。

十九 国際化の推進に関すること。

二十 二十四 (略)

二十五 自衛官の募集に関すること。

二十六 三十二 (略)

三十三 国民生活安定緊急措置法の施行に関すること。

三十四 生活関連物資等の買占め及び荒惜しみに対

二十九・三十 (略) 3 (略) (分掌事務) 第三十七条 設置条例第八条第一項に規定する児童相談所の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇十一 (略) 十二 児童相談所内の経理に関する事(中央児童相談所に限る。) 十三 児童相談所の庁舎管理に関する事(中央児童相談所に限る。) 十四 児童相談に関する情報の収集、分析、提供及び統計に関する事(中央児童相談所に限る。) (室の設置及び分掌事務) 第三十七条の二 中央児童相談所に、一時保護調整室を置く。 2 (略) (室の設置及び分掌事務) 第三十八条の二 (略) 2・3 (略) 4 農村基盤室の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇十八 (略) 十九 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関する事(地すべり防止区域(伊賀農林事務所における農林水産省農村振興局の所管に属するものに限る。))に係るものに限る。) 五〇七 (略) 8 森林・林業室の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇三十三 (略) 三十四 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関する事(同法第二十六条第一項に規定する特定盛土等規制区域における森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域及び同法第七条の二第一項に規定する国有林の地域別の森林計画区域に係るもの並びに地すべり防止区域(林野庁の所管に属するものに限る。))に係るものに限る。) 九〇一三 (略) (室の設置及び分掌事務) 第四十一条の三 (略) 2 総務・管理室の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇十六 (略) 十七 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関する事(県土整備部の所管に関するもの(建築開発室の所管に属するものを除く。))に限る。) 3 総務・管理・建築室の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇十六 (略) 十七 三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例附則第二項及び第三項に規定する経過	する緊急措置に関する法律の施行に関する事。 三十五・三十六 (略) 3 (略) (分掌事務) 第三十七条 設置条例第八条第一項に規定する児童相談所の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇十一 (略) 十二 児童相談所内の予算、経理及び決算に関する事(中勢児童相談所に限る。) 十三 児童相談所の庁舎管理に関する事(中勢児童相談所に限る。) 十四 児童相談に関する情報の収集、分析、提供及び統計に関する事(中勢児童相談所に限る。) (室の設置及び分掌事務) 第三十七条の二 中勢児童相談所に、一時保護調整室を置く。 2 (略) (室の設置及び分掌事務) 第三十八条の二 (略) 2・3 (略) 4 農村基盤室の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇十八 (略) 五〇七 (略) 8 森林・林業室の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇三十三 (略) 九〇一三 (略) (室の設置及び分掌事務) 第四十一条の三 (略) 2 総務・管理室の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇十六 (略) 3 総務・管理・建築室の分掌事務は、次のとおりとする。 一〇十六 (略) 十七 三重県宅地開発事業の基準に関する条例の施行に関する事。
---	--

措置の施行に関すること。

十八〜三十六（略）

三十七 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関すること（県土整備部の所管に関するものに限る。）。

4 建築開発室の分掌事務は、次のとおりとする。

一〜五（略）

六 三重県宅地開発事業の基準に関する条例を廃止する条例附則第二項及び第三項に規定する経過措置の施行に関すること。

七〜二十一（略）

二十二 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関すること（都市計画法第四条第十二号に規定する開発行為（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第三条第一項の認定を受ける開発行為を除く。）に該当する宅地造成等に係るものに限る。）。

5〜10（略）

（法令で定める職への兼務）

第二百二十二条（略）

2 次の表の中欄に掲げる職員で同表の下欄に掲げる法律で定める職の資格を有する職員は、それぞれその職に兼務を命ぜられたものとする。

一	（略）	（略）
二	一〜三（略） 四 建設事務所において、建築審査業務に従事する主査（建築基準法第六条第一項第三号の建築物について、前二号に規定する職員に事故がある場合又は当該職員が欠けた場合に限る。）	建築基準法第四条第五項に規定する建築主事
三〜十	（略）	（略）

十八〜三十六（略）

三十七 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る規制に関すること（県土整備部の所管に関するものに限る。）。

4 建築開発室の分掌事務は、次のとおりとする。

一〜五（略）

六 三重県宅地開発事業の基準に関する条例の施行に関すること。

七〜二十一（略）

5〜10（略）

（法令で定める職への兼務）

第二百二十二条（略）

2 次の表の中欄に掲げる職員で同表の下欄に掲げる法律で定める職の資格を有する職員は、それぞれその職に兼務を命ぜられたものとする。

一	（略）	（略）
二	一〜三（略） 四 建設事務所において、建築審査業務に従事する主査（建築基準法第六条第一項第四号の建築物について、前二号に規定する職員に事故がある場合又は当該職員が欠けた場合に限る。）	建築基準法第四条第五項に規定する建築主事
三〜十	（略）	（略）

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
(三重県公印規則の一部改正)
- 三重県公印規則(昭和三十二年三重県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。
別表出納員印の項中「中勢児童相談所」を「中央児童相談所」に改める。
(三重県公報発行規則の一部改正)
- 三重県公報発行規則(昭和三十二年三重県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(登載事項) 第三条 (略) 2 前項に掲げる事項については、あらかじめ総務部法務課長(以下「法務課長」という。)に合議しなければならない。ただし、同項第三号又は第六号に掲げる	(登載事項) 第三条 (略) 2 前項に掲げる事項については、あらかじめ総務部法務・文書課長(以下「法務・文書課長」という。)に合議しなければならない。ただし、同項第三号又は第

事項のうち、同一文例によつて処理することができるものとしてあらかじめ設定された例文を法務課長が登録したものについては、この限りでない。 (登載の手続) 第四条 公報に登載する三重県条例及び三重県規則を担当する課の課長は、原稿を作成し、これに当該原議書を添えて、法務課長に送付しなければならない。 2 前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項(次項に規定するものを除く。)を担当する課の課長及びプロジェクトチームの担当課長(以下「課長等」という。)は原議書にその旨を表示して当該原議書を法務課長に送付しなければならない。 3 前条第一項第三号又は第六号に掲げる事項であつて同条第二項ただし書の規定により登録されたものを担当する課長等(地域機関の長を含む。)は、原稿を作成し、これを法務課長に送付しなければならない。 4 (略) 5 法務課長は、第一項から第三項までの規定による送付を受けたときは、公報の印刷及び発行の手続をとらなければならない。 6 法務課長は、別冊、附録等について公報への登載を省略することができる。 7 法務課長は、公報を発行したときは第一項及び第二項の規定により送付された原議書を課長等に返付しなければならない。 (正誤の手続) 第五条 課長等は、公報登載事項中誤植等訂正の必要があるときは、速やかにその旨を法務課長に通知しなければならない。 2 法務課長は、前項の通知があつたときは、直ちに正誤登載の手続をとらなければならない。 (公報目録) 第六条 法務課長は、毎月その前月分の公報目録を発行しなければならない。 (配布) 第七条 公報は次に掲げる箇所に配布する。 一 総務部文書・情報公開課 二・三 (略) 2・3 (略)	六号に掲げる事項のうち、同一文例によつて処理することができるものとしてあらかじめ設定された例文を法務・文書課長が登録したものについては、この限りでない。 (登載の手続) 第四条 公報に登載する三重県条例及び三重県規則を担当する課の課長は、原稿を作成し、これに当該原議書を添えて、法務・文書課長に送付しなければならない。 2 前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項(次項に規定するものを除く。)を担当する課の課長及びプロジェクトチームの担当課長(以下「課長等」という。)は原議書にその旨を表示して当該原議書を法務・文書課長に送付しなければならない。 3 前条第一項第三号又は第六号に掲げる事項であつて同条第二項ただし書の規定により登録されたものを担当する課長等(地域機関の長を含む。)は、原稿を作成し、これを法務・文書課長に送付しなければならない。 4 (略) 5 法務・文書課長は、第一項から第三項までの規定による送付を受けたときは、公報の印刷及び発行の手続をとらなければならない。 6 法務・文書課長は、別冊、附録等について公報への登載を省略することができる。 7 法務・文書課長は、公報を発行したときは第一項及び第二項の規定により送付された原議書を課長等に返付しなければならない。 (正誤の手続) 第五条 課長等は、公報登載事項中誤植等訂正の必要があるときは、速やかにその旨を法務・文書課長に通知しなければならない。 2 法務・文書課長は、前項の通知があつたときは、直ちに正誤登載の手続をとらなければならない。 (公報目録) 第六条 法務・文書課長は、毎月その前月分の公報目録を発行しなければならない。 (配布) 第七条 公報は次に掲げる箇所に配布する。 一 総務部情報公開課 二・三 (略) 2・3 (略)
--	---

(三重県揭示場の設置及び管理規則の一部改正)

- 4 三重県揭示場の設置及び管理規則(昭和四十四年三重県規則第二十号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(揭示場の管理) 第三条 (略) 2 揭示場に掲示されている文書の管理は、総務部法務課において行う。	(揭示場の管理) 第三条 (略) 2 揭示場に掲示されている文書の管理は、総務法務・文書課において行う。

(揭示の承認) 第五条 揭示場に文書を揭示しようとするときは、揭示しようとする期間を定めて揭示文書を提示し、<u>総務部法務課長</u>（以下「<u>法務課長</u>」という。）の承認を得なければならない。 (揭示文書の審査) 第六条 <u>法務課長</u>は、前条に規定する揭示文書の提示があつたときは、これを審査の上、第四条に規定するものに該当するときは、承認しなければならない。この場合において、<u>法務課長</u>は、揭示文書に承認印を押印しなければならない。 (違反文書の措置) 第八条 <u>法務課長</u>は、第五条の規定による承認を得ていない揭示文書又は前条の規定に違反している揭示文書があるときは、速やかに取り除かなければならない。	(揭示の承認) 第五条 揭示場に文書を揭示しようとするときは、揭示しようとする期間を定めて揭示文書を提示し、<u>総務部法務・文書課長</u>（以下「<u>法務・文書課長</u>」という。）の承認を得なければならない。 (揭示文書の審査) 第六条 <u>法務・文書課長</u>は、前条に規定する揭示文書の提示があつたときは、これを審査の上、第四条に規定するものに該当するときは、承認しなければならない。この場合において、<u>法務・文書課長</u>は、揭示文書に承認印を押印しなければならない。 (違反文書の措置) 第八条 <u>法務・文書課長</u>は、第五条の規定による承認を得ていない揭示文書又は前条の規定に違反している揭示文書があるときは、速やかに取り除かなければならない。
--	---

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十八号

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一総務部法務・文書課の表中「法務・文書課」を「法務課」に改め、同表第四号の項を削る。

別表第一総務部情報公開課の表中「情報公開課」を「文書・情報公開課」に改め、同表第一号の項を第二号の項とし、同号の前に次の一項を加える。

1	三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号）の施行に関する事務	1 条例第9条第2項の規定による報告の受理					○											
		2 条例第9条第3項の規定による三重県公文書等管理審査会への意見聴取				○												
		3 条例第9条第4項の規定による公文書ファイル等を廃棄しない旨の求め				○												
		4 条例第10条第1項の規定による公文書の管理状況の報告の受理					○											
		5 条例第10条第2項の規定による概要の公表				○												
		6 条例第10条第3項の規定による報告又は資料の提出要求及び実地調査				○												

別表第一総務部税収確保課の表第一号の項第十二号中「に係る個人の県民税及び市町民税」を削る。

別表第一地域連携・交通部交通政策課の表第一号の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表に次の三項を加える。

2	自転車活用推進法（平成28年法律第113号）の施行に関する事務	1 自転車活用推進に関する計画の策定				○												
		2 自転車活用推進に関する事項					○											
3	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関する事務	1 法第5条第4項、第7条第2項、第23条第3項及び第24条第2項の規定による公安委員会からの協議に対する同意				○												
		2 法第8条第2項、第9条第3項及び第22条の規定による公安委員会からの通知の受理					○											
		3 法第13条第3項の規定による自動車運					○											

[illegible]

別表第一地域連携・交通部広域交通・リニア推進課の表を次のように改める。

地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の 名称	
			知事	専決者								受任者		
				副知事	本庁				地域機関					
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長			所長
1	公共交通網の整備促進に関する事務	広域、高速交通体系の整備促進に関する事項				○								
2	運輸事業の振興の助成に関する法律の施行に関する事務	運輸事業振興助成交付金の決定及び交付				○								

別表第一「地域連携・交通部南部地域振興企画課の表に次のように加える。」

2	半島振興法(昭和60年法律第63号)の施行に関する事務	1 法第3条第1項の規定による半島振興計画の作成			○								
		2 法第3条第2項の規定による半島振興計画の市町への協議				○							
		3 法第3条第8項の規定による半島振興計画の国への提出及び市町への通知					○						

別表第一防災対策部消防・保安課の表第七号の項第九号中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改め、同項中第二十三号を第三十一号とし、第十五号から第二十二号までを八号ずつ繰り下げ、第十四号を削り、第十三号を第二十二号とし、第十二号を第三十一号とし、第十一号を削り、第十号の次に次の十号を加える。

11	法第18条第2項の規定による防災規程の変更命令				○						
12	法第18条第3項の規定による停止命令 (法第19条の2第8項の規定により準用する場合を含む。)				○						
13	法第19条第3項の規定による共同防災規程及び共同防災資機材等の届出の受理					○					
14	法第19条第5項の規定による共同防災規程の変更命令				○						
15	法第19条の2第2項の規定による意見の提出					○					
16	法第19条の2第4項の規定による届出の受理					○					
17	法第19条の2第5項の規定による通知					○					
18	法第19条の2第6項の規定による広域共同防災規程の変更命令				○						

19	法第 19 条の 2 第 7 項の規定による協議					○													
20	法第 20 条の 2 の規定による報告の受理					○													

別表第一 防災対策部消防・保安課の表第九号の項中「高圧ガス保安法」の次に「(昭和 26 年法律第 204 号)」を加え、同項第五号中「届出の受理」の次に「(法第 24 条の 2 第 2 項の規定において準用する場合を含む。)」を加え、同号(ロ)中「掲げる者」の次に「又は特定高圧ガス消費者」を加え、同項第三十八号中「法第 27 条の 2 第 5 項」の次に「又は第 6 項」を加え、同項中第四十四号を削り、第四十五号を第四十四号とし、第四十六号から第五十二号までを一号ずつ繰り下し、第五十一号の次に次の一号を加える。

53	法第 39 条の 21 第 1 項の規定による届出の受理					○													
----	------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一 防災対策部消防・保安課の表第九号の項中第百九号を第百十号とし、第五十四号から第百八号までを一号ずつ繰り下し、第五十五号の前に次の一号を加える。

54	法第 39 条の 23 の規定による危害予防規程の提出要求					○													
----	-------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一 防災対策部消防・保安課の表に次のように加える。

18	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(令和 6 年法律第 37 号)の施行に関する事務	1	法第 24 条第 1 項の規定による通知の受理						○										
		2	法第 24 条第 2 項の規定による通報						○										
		3	法第 37 条第 2 項の規定による報告の徴収						○										

別表第一 医療保健部医療政策課の表第一号の項中第百一十六号を第百一十九号とし、第七十一号から第百一十五号までを三号ずつ繰り下し、第七十四号の前に次の三号を加える。

71	法第 30 条の 18 の 4 第 6 項の規定によるかかりつけ医機能報告の実施命令又は是正命令					○													
72	法第 30 条の 18 の 4 第 7 項において準用する法第 30 条の 13 第 3 項の規定による病院等のかかりつけ医機能報告に関する必要な情報の要求					○													
73	法第 30 条の 18 の 4 第 7 項において準用する法第 30 条の 13 第 6 項の規定による病院等がかかりつけ医機能報告の実施命令等に従わない旨の公表					○													

別表第一 医療保健部医療政策課の表に次のように加える。

6	地域保健法の施行に関する事務	1	法第 21 条第 1 項の規定による要請						○										
		2	法第 22 条の規定による研修の機会の提供等																
		(1)	本庁の所掌に属するもの						○										
		(2)	地域機関の所掌に属するもの														○		保健所

別表第一 医療保健部医療政策課の表第六号の項を次のように改める。

6	大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和 23 年法律第 124 号)の施行に関する事務	1	法第 5 条第 1 項の規定による第一種大麻草採取栽培者の免許						○										
		2	法第 6 条第 3 項の規定による登録事項変更の届出の受理							○									
		3	法第 7 条第 1 項の規定による登録及び免許証の交付							○									
		4	法第 7 条第 3 項の規定による免許証の再交付							○									
		5	法第 7 条第 4 項及び第 5 項の規定による免許証返納の受理							○									

6	法第9条の規定による報告の受理					○						
7	法第11条の規定による栽培地外への持出しの許可					○						
8	法第12条第1項の規定による届出の受理					○						
9	法第12条第2項の規定による届出の受理及び廃棄の立会い					○						
10	法第12条の2の規定による届出の受理及び厚生労働大臣への報告					○						
11	法第12条の4の規定による通知の受理					○						
12	法第12条の6の規定による免許の取消し等				○							
13	法第12条の7の規定による申請等の受理及び登録抹消等					○						
14	法第12条の8第3項の規定による届出の受理					○						
15	法第13条第3項の規定による通知の受理					○						
16	法第15条第2項の規定による通知の受理					○						
17	法第17条第3項の規定による通知の受理					○						
18	法第22条の3第1項の規定による立入検査等					○						

別表第一 子ども・福祉部地域福祉課の表第四号の項第一号を次のように改める。

1 法第3条第2項の規定による特別給付金を受ける権利の裁定											
(1) 前回受給者からの請求に係るもの						○					
(2) (1)以外のもの						○					

別表第一 子ども・福祉部地域福祉課の表第五号の項第一号を次のように改める。

1 法第4条の規定による特別弔慰金を受ける権利の裁定											
(1) 前回受給者からの請求に係るもの						○					
(2) (1)以外のもの					○						

別表第一子ども・福祉部地域福祉課の表第六号の項第一号を次のように改める。

1 法第3条第2項の規定による特別給付金を受ける権利の裁定											
(1) 前回受給者からの請求に係るもの						○					
(2) (1)以外のもの					○						

別表第一子ども・福祉部地域福祉課の表第七号の項第一号を次のように改める。

1 法第4条の規定による特別給付金を受ける権利の裁定											
(1) 前回受給者からの請求に係るもの						○					
(2) (1)以外のもの					○						

別表第一子ども・福祉部地域福祉課の表第十六号の項を次のように改める。

[illegible]

[illegible]

18

別表第一 子ども・福祉部地域福祉課の表第十九号の項を次のように改める。

19

5	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 26 条の規定による支援給付等の停止又は廃止の決定及び通知											○	福祉事務所
6	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 27 条第 1 項の規定による生活の維持等に係る指導又は指示											○	福祉事務所
7	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 27 条の 2 の規定による相談及び助言											○	福祉事務所
8	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 27 条の 3 第 1 項の規定による調整会議の組織											○	福祉事務所
9	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 28 条第 1 項の規定による報告、調査及び検診命令											○	福祉事務所
10	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 28 条第 2 項の規定による要支援者の扶養義務者等に対する報告の請求及び通知											○	福祉事務所
11	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 28 条第 5 項の規定による支援給付等の開始等の申請の却下等及び通知											○	福祉事務所
12	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 29 条第 1 項の規定による官公署等に対する資料の請求及び銀行等に対する報告の請求											○	福祉事務所
13	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 30 条から第 37 条の 2 までの規定による支援給付等の実施等											○	福祉事務所
14	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 48 条第 4 項の規定による支援給付等の内容の変更、停止又は廃止を必要とする事由の届出の受理											○	福祉事務所
15	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 49 条の規定による医療機関等の指定（生活保護法第 55 条において準用する場合を含む。）					○							
16	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 51 条第 2 項の規定による指定医療機関等の指定の取消し（生活保護法第 55 条において準用する場合を含む。）				○								
17	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 53					○							

21

30	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 55 条の 8 第 2 項の規定による情報の提供の求め										○	福祉事務所
31	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 55 条の 8 第 3 項において準用する生活保護法第 55 条の 7 第 2 項の規定による被保護者健康管理支援事業の事務の委託										○	福祉事務所
32	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 55 条の 9 第 2 項の規定による情報の提供										○	福祉事務所
33	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 55 条の 10 第 1 項の規定による子どもの進路選択支援事業等の実施										○	福祉事務所
34	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 55 条の 10 第 2 項において準用する生活保護法第 55 条の 7 第 2 項の規定による子どもの進路選択支援事業等の事務の委託										○	福祉事務所
35	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 55 条の 11 の規定による特定被保護者対象事業の利用等										○	福祉事務所
36	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 62 条第 3 項及び第 4 項の規定による支援給付等の変更等の決定等及び通知										○	福祉事務所
37	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 63 条の規定による返還額の決定										○	福祉事務所
38	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 71 条第 1 号、第 3 号及び第 5 号から第 7 号までの規定による支援給付費等、施設事務費、委託事務費、就労自立給付金及び進学・就職準備給付金の支給並びに被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業及び子どもの進路選択支援事業等の実施に要する費用の支出に関する事務										○	福祉事務所
39	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 76 条第 1 項の規定による遺留金品の支援給付費等への充当の決定										○	福祉事務所
40	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 77 条第 1 項の規定による費用徴収の決定										○	福祉事務所
41	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）においてその例によるとされている生活保護法第 77 条第 2 項の規定による家庭裁判所への申立て										○	福祉事務所
42	法第 14 条第 4 項（法第 15 条第 3 項に								○			保健所

	において準用する場合を含む。)においてその例によるとされている生活保護法第77条の2第1項及び第2項の規定による費用徴収の決定											福祉事務所
43	法第14条第4項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるとされている生活保護法第78条第1項から第4項までの規定による費用徴収の決定										○	保健所 福祉事務所
44	法第14条第4項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるとされている生活保護法第78条の2第1項及び第2項の規定による費用徴収の決定						○					保健所 福祉事務所
45	地方自治法第240条第2項の規定による債権の督促、保全及び取立てに関する措置並びに同条第3項の規定による債権の徴収停止又は履行期限の延長(法第14条第4項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるとされている生活保護法第63条の規定により決定された返還金並びに法第14条第4項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるとされている生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項及び第2項並びに第78条第1項から第4項までの規定により決定された費用徴収金に限る。)										○	保健所 福祉事務所
46	法第14条第4項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるとされている生活保護法第80条の規定による返還の免除の決定										○	福祉事務所
47	法第14条第4項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるとされている生活保護法第81条の規定による後見人の選任請求										○	福祉事務所
48	法第14条第4項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるとされている生活保護法第81条の2の規定による援助等					○						
49	法第14条第4項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるとされている生活保護法第81条の3の規定による援助					○						
50	法第14条第4項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるとされている生活保護法第81条の4の規定による情報提供等										○	福祉事務所
51	法第14条第4項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるとされている生活保護法施行規則第11条の規定による保護の実施機関の意見聴取					○						
52	法第14条第4項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるとされている省令第12条、第14条の2及び第16条の規定による告示					○						
53	法第14条第4項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるとされている省令第14条第2項及び第15条の規定による届出の受理						○					
54	法第14条第4項(法第15条第3項において準用する場合を含む。)においてその例によるとされている省令第16条の2の規定による情報の提供の求め					○						

別表第一子ども・福祉部地域福祉課の表第11十号の項第1号中「第7条第2項」を「第7条第1項」に改め、同項第九号中「第7条第2項」を「第7条第1項」に、「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同項第十号中「第16条第2項」を「第16条第1項」に改める。

別表第一子ども・福祉部児童相談支援課の表中「中勢児童相談所」を「中央児童相談所」に改める。

別表第一子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課の表第四号の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同項第十二号中「及び証書の交付」を削り、同号を同項第十一号とし、同項中第十四号を第十三号とし、同項第十五号中「同条第4項及び第26条の2」を「省令第26条」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十六号から第二十号までを削り、第二十一号を第十五号とし、同項第二十一号中「及び証書の提出命令」を削り、「第26条の2」を「第26条」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第二十二号を削り、第二十四号を第十七号とする。

別表第一環境生活部私学課の表第11号の項を次のように改める。

2	私立学校法(昭和24年法律第270号)の施行に関する事務	1 法第6条の規定による報告書の提出の要求					○									
		2 法第9条の規定による私立学校審議会委員の定数の決定及び任命				○										
		3 法第11条第2項の規定による私立学校審議会会長の任命				○										
		4 法第12条の規定による私立学校審議会委員の解任				○										
		5 法第15条の規定による私立学校審議会の運営細目の承認					○									
		6 法第19条第2項の規定による収益事業の種類決定(法第152条第6項において準用する場合を含む。)					○									
		7 法第24条第1項の規定による寄附行為の認可(法第152条第6項において準用する場合を含む。)				○										
		8 法第25条第1項の規定による寄附行為の補充(法第152条第6項において準用する場合を含む。)				○										
		9 法第34条第2項の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任(法第152条第6項において準用する場合を含む。)					○									
		10 法第50条第2項の規定による一時監事の職務を行うべき者の選任(法第152条第6項において準用する場合を含む。)					○									
		11 法第56条第2項の規定による報告の受理(法第152条第6項において準用する場合を含む。)					○									
		12 法第65条第2項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任(法第152条第6項において準用する場合を含む。)					○									
		13 法第72条第1項の規定による評議員による評議員会の招集の許可(法第152条第6項において準用する場合を含む。)					○									
		14 法第108条第3項の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可(法第152条第6項において準用する場合を含む。)					○									
		15 法第108条第5項の規定による学校法人の寄附行為の変更の届出の受理(法第152条第6項において準用する場合を含む。)					○									
		16 法第109条第3項の規定による学校法人の解散の認可(法第152条第6項において準用する場合を含む。)				○										
		17 法第109条第5項の規定による解散の届出の受理(法第152条第6項において準用する場合を含む。)					○									

[illegible]

別表第一環境生活部私学課の表第三号の項第三号及び第四号を次のように改める。

3 法第 14 条第 2 項ただし書の規定による許可					○					
4 法第 14 条第 4 項の規定による収支予算書等の届出の受理					○					

別表第一環境生活部私学課の表第五号の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「煥詮
賢核の流説」を「煥詮輯田流説の通説」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を
第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

[illegible]

別表第一環境生活部くらし・交通安全課の表第九号の項第三号中「第29条第1項」を「第25号第1項」に改める。

別表第一環境生活部大気・水環境課の表第二十四号の項を次のように改める。

24	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年三重県条例第26号）の施行に関する事務	1 条例第8条第2項の規定による埋立て等の停止等の命令（組織規則第10条第13項第7号に係るものに限る。）											
		(1) 本庁の実施に係るもの			○								
		(2) (1)以外のもの						○				地域防災総合事務所等	
		2 条例第8条第3項の規定による土砂等の撤去等の命令（組織規則第10条第13項第7号に係るものに限る。）											
		(1) 本庁の実施に係るもの			○								
		(2) (1)以外のもの						○				地域防災総合事務所等	
		3 条例第9条の規定による許可					○						
		4 条例第9条の2の規定による届出							○			地域防災総合事務所等	

5 条例第 13 条の規定による市町長への意見聴取					○														
6 条例第 15 条第 1 項の規定による変更許可					○														
7 条例第 15 条第 5 項の規定による軽微な変更の届出の受理					○														
8 条例第 15 条の 2 第 2 項の規定による変更届の受理										○								地域防災総合事務所等	
9 条例第 15 条の 2 第 4 項の規定による軽微な変更の届出の受理										○								地域防災総合事務所等	
10 条例第 17 条の規定による土砂等の埋立て等の着手の届出の受理					○														
11 条例第 18 条第 2 項の規定による土砂等の搬入の報告の受理																			
(1) 本庁の実施に係るもの					○														
(2) (1)以外のもの										○								地域防災総合事務所等	
12 条例第 20 条の規定による埋立て等を使用した土砂等の量の報告の受理																			
(1) 本庁の実施に係るもの					○														
(2) (1)以外のもの										○								地域防災総合事務所等	
13 条例第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定による水質調査結果等の報告の受理																			
(1) 本庁の実施に係るもの					○														
(2) (1)以外のもの										○								地域防災総合事務所等	
14 条例第 21 条第 3 項の規定による水質基準及び土砂基準に適合していないことを確認したときの報告の受理																			
(1) 本庁の実施に係るもの					○														
(2) (1)以外のもの										○								地域防災総合事務所等	
15 条例第 23 条第 3 項の規定による関係書類の閲覧																			
(1) 本庁の実施に係るもの					○														
(2) (1)以外のもの										○								地域防災総合事務所等	
16 条例第 24 条第 1 項の規定による土砂等の埋立て等の完了等の届出の受理					○														
17 条例第 24 条第 4 項の規定により準用する条例第 24 条第 1 項の規定による土砂等の埋立て等の完了等の届出の受理										○								地域防災総合事務所等	
18 条例第 24 条第 2 項の規定による確認の通知					○														
19 条例第 25 条第 1 項の規定による地位の承継の承認					○														
20 条例第 25 条の 2 第 2 項の規定による地位の承継の届出の受理										○								地域防災総合事務所等	
21 条例第 26 条の規定による埋立て等の停止の命令等（組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る。）			○																
22 条例第 26 条の 2 の規定による埋立て等の停止の命令等（組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る。）			○																

23 条例第 27 条の規定による許可の取消し又は停止の命令（組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る。）			○								
24 条例第 28 条第 2 項の規定による土地の所有者からの報告の受理											
(1) 本庁の実施に係るもの					○						
(2) (1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
25 条例第 29 条第 1 項の規定による勧告（組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る。）			○								
26 条例第 29 条第 2 項の規定による措置の命令（組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る。）			○								
27 条例第 29 条の 2 第 1 項の規定による勧告（組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る。）			○								
28 条例第 29 条の 2 第 2 項の規定による措置の命令（組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る。）			○								
29 条例第 30 条第 1 項及び第 4 項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定			○								
30 条例第 30 条第 2 項の規定による公示					○						
31 条例第 30 条第 5 項及び第 6 項の規定による立入検査及び調査等（組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る。）											
(1) 本庁の実施に係るもの					○						
(2) (1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
32 条例第 32 条第 1 項の規定による土砂等搬入禁止区域の解除			○								
33 条例第 32 条第 2 項の規定により準用する第 30 条第 2 項に規定する公示					○						
34 条例第 33 条第 1 項の規定による報告の徴収（組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る。）											
(1) 本庁の実施に係るもの					○						
(2) (1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
35 条例第 33 条第 2 項の規定による立入等（組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る。）											
(1) 本庁の実施に係るもの					○						
(2) (1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
36 条例第 34 条第 1 項の規定による公表（組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る。）					○						
37 条例第 34 条第 2 項の規定による公表に係る者への意見の聴取等（組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る。）					○						
38 第 35 条第 1 項及び第 2 項に規定する警察本部長への意見聴取（組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る。）					○						
39 第 35 条第 3 項に規定する関係行政機関又は関係市町への照会等（組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る。）											

	(1) 本庁の実施に係るもの					○						
	(2) (1)以外のもの								○			地域防災総合事務所等
40	第 35 条の 2 第に規定する市長への通知								○			地域防災総合事務所等

第1章 第1節 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項 第1項

29	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関する事務	1	法第12条第1項及び第30条第1項の規定による工事の許可					○						
		2	法第12条第4項及び第30条第4項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町長への通知					○						
		3	法第12条第4項及び第30条第4項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表					○						
		4	法第14条第2項及び第33条第2項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知					○						
		5	法第15条第1項及び第34条第1項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議					○						
		6	法第16条第1項及び第35条第1項の規定による変更の許可					○						
		7	法第16条第2項及び第35条第2項の規定による変更の届出の受理					○						
		8	法第17条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第36条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による完了検査等					○						
		9	法第18条第1項及び第2項並びに第37条第1項及び第2項の規定による中間検査等					○						
		10	法第19条第1項及び第38条第1項の規定による定期の報告の受理					○						
		11	法第20条第1項、第2項、第3項及び第4項並びに第39条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定による宅地造成等の規制に係る許可の取消し等			○								
		12	法第20条第5項及び第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）並びに第39条第5項及び第6項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等の規制に係る災害防止措置の執行等			○								
		13	法第21条第1項、第3項及び第4項並びに第40条第1項、第3項及び第4項の規定による工事等の届出の受理					○						
		14	法第21条第2項及び第40条第2項の規定による関係市町長への通知					○						
		15	法第21条第2項及び第40条第2項の規定による公表					○						
		16	法第22条第2項及び第41条第2項の規定による災害防止措置の勧告			○								
		17	法第23条第1項及び第2項並びに第42条第1項及び第2項の規定による改善命令			○								
		18	法第24条第1項及び第43条第1項の					○						

[illegible]

別表第一農林水産部団体検査課の表中第十三号の項を第十四号の項とし、第六号の項から第十二号の項までを一頁ずつ繰り下げ、第七号の項の前に次の一頁を加える。

6	預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）の施行に関する事務	法第21条の規定による帳簿書類その他の物件の検査等						○						
---	---	---------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第一農林水産部農産物安全・流通課の表第十七号の項第十七号を削り、同項第十六号中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同号を同項第十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

[illegible]

別表第一農林水産部農産物安全・流通課の表第十七号の項第十八号を削り、同項第十九号中「第11条」を「第9条」に改め、同号を同項第十八号とする。

別表第一農林水産部農産物安全・流通課の表第十八号の項中「(令和3年農林水第17—360号)」を「(令和6年農林水第15—347号)」に改め、同項第三号中「第11条第3項」を「第11条第2項」に改める。

別表第一 農林水産部家畜防疫対策課の表第一号の項第六十四号及び第六十五号中「飼圧」を「飼圧」に改める。

別表第一農林水産部農山漁村づくり課の表第七号の項中「農山漁村振興交付金実施要綱」を「農山漁村振興交付金交付要綱」に改め、同表第九号の項第一号中「第4の1の(9)」を「第4の1の(10)」に改め、同項第三号中「第4の2の(5)」を「第4の2の(6)」に改め、同表第十号の項を次のように改める。

10	日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年3農振第3021号）に関する事務	要綱第5の2の規定による都道府県推進事業実施計画の作成及び提出					○						
----	--	---------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表第一 農林水産部農地調整課の表第二号の項第二十二号を次のように改める。

23 法第 51 条第 3 項の規定による代執行の決定			○								
-----------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一 農林水産部農地調整課の表に次のように加える。

12	宅地造成及び特定盛土等規制法施行に関する事務	1 法第12条第1項及び法第30条第1項の規定による工事の許可					○													
		2 法第12条第4項及び第30条第4項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町長への通知					○													
		3 法第12条第4項及び第30条第4項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表					○													
		4 法第14条第2項及び第33条第2項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知					○													
		5 法第15条第1項及び第34条第1項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議					○													
		6 法第16条第1項及び第35条第1項の規定による変更の許可					○													
		7 法第16条第2項及び第35条第2項の規定による変更の届出の受理					○													
		8 法第17条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第36条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による完了検査等					○													
		9 法第18条第1項及び第2項並びに第37条第1項及び第2項の規定による中間検査等					○													
		10 法第19条第1項及び第38条第1項の規定による定期の報告の受理					○													
		11 法第20条第1項、第2項、第3項及び第4項並びに第39条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定による宅地造成等の規制に係る許可の取消し等					○													
		12 法第20条第5項及び第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）並びに第39条第5項及び第6項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等の規制に係る災害防止措置の執行等			○															
		13 法第21条第1項、第3項及び第4項並びに第40条第1項、第3項及び第4項の規定による工事等の届出の受理					○													
		14 法第21条第2項及び第40条第2項の規定による関係市町長への通知					○													
		15 法第21条第2項及び第40条第2項の規定による公表					○													
		16 法第22条第2項及び第41条第2項の規定による災害防止措置の勧告					○													
		17 法第23条第1項及び第2項並びに第42条第1項及び第2項の規定による改善命令					○													
		18 法第24条第1項及び第43条第1項の規定による立入検査					○													
		19 法第25条及び第44条の規定による報告の徴取					○													
		20 法第27条第1項の規定による工事の届出の受理					○													
		21 法第27条第2項（法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町長への通知					○													

	22 法第 27 条第 2 項（法第 28 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公表					○							
	23 法第 27 条第 3 項（法第 28 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による勧告					○							
	24 法第 27 条第 4 項（法第 28 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による命令					○							
	25 法第 28 条第 1 項の規定による変更の届出の受理					○							
	26 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定による宅地造成及び特定盛土等に関する証明書等の交付					○							

関係機関・農林水産部局に本庁所掌の業務を委託するものについて

25 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事務	1 法第 27 条第 1 項及び第 40 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定による工事等の届出の受理							○					農林水産事務所等
	2 法第 27 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による関係市町長への通知							○					農林水産事務所等
	3 法第 27 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による公表							○					農林水産事務所等
	4 法第 27 条第 3 項の規定による勧告							○					農林水産事務所等
	5 法第 27 条第 4 項の規定による命令							○					農林水産事務所等
	6 法第 28 条第 1 項の規定による変更の届出の受理							○					農林水産事務所等
	7 法第 30 条第 1 項の規定による工事の許可												
	(1) 森林法第 34 条第 2 項の規定による保安林の作業の許可（法第 44 条において準用する場合を含む。）に係る特定盛土等。ただし、解除予定保安林において、法第 30 条又は第 30 条の 2 第 1 項の告示の日から 40 日を経過した後に行うものを除く。（以下この項において「地域機関の所掌に属するもの」という。）							○					農林水産事務所等
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの。（以下この項において「本庁の所掌に属するもの」という。）					○							
	8 法第 30 条第 4 項（法第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町長への通知												
	(1) 本庁の所掌に属するもの					○							
	(2) 地域機関の所掌に属するもの							○					農林水産事務所等
	9 法第 30 条第 4 項（法第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公表												
	(1) 本庁の所掌に属するもの					○							
	(2) 地域機関の所掌に属するもの							○					農林水産事務所等
	10 法第 33 条第 2 項（法第 35 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知												
	(1) 本庁の所掌に属するもの					○							

(2) 地域機関の所掌に属するもの								○			農林水産事務所等
11 法第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議											
(1) 本庁の所掌に属するもの					○						
(2) 地域機関の所掌に属するもの								○			農林水産事務所等
12 法第35条第1項の規定による変更の許可											
(1) 本庁の所掌に属するもの					○						
(2) 地域機関の所掌に属するもの								○			農林水産事務所等
13 法第35条第2項の規定による変更の届出の受理											
(1) 本庁の所掌に属するもの					○						
(2) 地域機関の所掌に属するもの								○			農林水産事務所等
14 法第36条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による完了検査等								○			農林水産事務所等
15 法第37条第1項及び第2項の規定による中間検査等								○			農林水産事務所等
16 法第38条第1項の規定による定期の報告の受理											
(1) 本庁の所掌に属するもの					○						
(2) 地域機関の所掌に属するもの								○			農林水産事務所等
17 法第39条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定による特定盛土等の規制に係る許可の取消し等											
(1) 本庁の所掌に属するもの					○						
(2) 地域機関の所掌に属するもの								○			農林水産事務所等
18 法第39条第5項及び第6項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等の規制に係る災害防止措置の執行等			○								
19 法第41条第2項の規定による災害防止措置の勧告											
(1) 本庁の所掌に属するもの					○						
(2) 地域機関の所掌に属するもの								○			農林水産事務所等
20 法第42条第1項及び第2項の規定による改善命令											
(1) 本庁の所掌に属するもの					○						
(2) 地域機関の所掌に属するもの								○			農林水産事務所等
21 法第43条第1項の規定による立入検査											
(1) 本庁の所掌に係るもの					○						
(2) 地域機関の所掌に係るもの								○			農林水産事務所等
22 法第44条の規定による報告の聴取											
(1) 本庁の所掌に属するもの					○						

	(2) 地域機関の所掌に属するもの							○			農林水産事務所等
23	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定による特定盛土等に関する証明書等の交付										
	(1) 本庁の所掌に属するもの					○					
	(2) 地域機関の所掌に属するもの							○			農林水産事務所等

別表第一 農林水産部水産振興課の表第11号の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一 県土整備部道路管理課の表第1号の項第三十三号から第三十六号までの規定中「第44条の2」と「第44条の3」と改め、同項第四十三号中「第47条の4」と「第47条の14」と改め、同項第四十四号中「第47条の5」と「第47条の15」と改め、同項第四十五号から第四十七号までの規定中「第48条の23」と「第48条の60」と改め、同項第四十八号中「第48条の25」と「第48条の62」と、「監督に係る措置」と「措置命令」と改め、同項第四十九号及び第五十号中「第48条の25」と「第48条の62」と改め、同項第五十一号中「第48条の27」と「第48条の64」と改め、同項第六十号中「第3条」と「第3条第4項」と改め、同項第六十七号中「第1条第2項」と「第1条の2第2項」と改める。

別表第二 県土整備部国土課の表に次のように定める。

12	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事務	1 法第12条第1項及び法第30条第1項の規定による工事の許可						○			建設事務所
		2 法第12条第4項及び第30条第4項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町長への通知						○			建設事務所
		3 法第12条第4項及び第30条第4項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表				○					
		4 法第14条第2項及び第33条第2項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知						○			建設事務所
		5 法第15条第1項及び第34条第1項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議						○			建設事務所
		6 法第16条第1項及び第35条第1項の規定による変更の許可						○			建設事務所
		7 法第16条第2項及び第35条第2項の規定による変更の届出の受理						○			建設事務所
		8 法第17条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第36条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による完了検査等						○			建設事務所
		9 法第18条第1項及び第2項並びに第37条第1項及び第2項の規定による中間検査等						○			建設事務所
		10 法第19条第1項及び第38条第1項の規定による定期の報告の受理						○			建設事務所
		11 法第20条第1項、第2項、第3項及び第4項並びに第39条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定による宅地造成等の規制に係る許可の取消し等						○			建設事務所
		12 法第20条第5項及び第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）並びに第39条第5項及び第6項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等の規制に係る災害防止措置の執行等			○						
		13 法第21条第1項、第3項及び第4項並びに第40条第1項、第3項及び第4項の						○			建設事務所

別表第一 県土整備部防災砂防課の表に次のように加える。34

別表第一 県土整備部港湾・海岸課の表に次のように加える。35

4	法第14条第2項及び第33条第2項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知						○				建設事務所
5	法第15条第1項及び第34条第1項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議						○				建設事務所
6	法第16条第1項及び第35条第1項の規定による変更の許可						○				建設事務所
7	法第16条第2項及び第35条第2項の規定による変更の届出の受理							○			建設事務所
8	法第17条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第36条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による完了検査等							○			建設事務所
9	法第18条第1項及び第2項並びに第37条第1項及び第2項の規定による中間検査等							○			建設事務所
10	法第19条第1項及び第38条第1項の規定による定期の報告の受理							○			建設事務所
11	法第20条第1項、第2項、第3項及び第4項並びに第39条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定による宅地造成等の規制に係る許可の取消し等						○				建設事務所
12	法第20条第5項及び第6項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）並びに第39条第5項及び第6項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等の規制に係る災害防止措置の執行等			○							
13	法第21条第1項、第3項及び第4項並びに第40条第1項、第3項及び第4項の規定による工事等の届出の受理							○			建設事務所
14	法第21条第2項及び第40条第2項の規定による関係市町長への通知							○			建設事務所
15	法第21条第2項及び第40条第2項の規定による公表				○						
16	法第22条第2項及び第41条第2項の規定による災害防止措置の勧告							○			建設事務所
17	法第23条第1項及び第2項並びに第42条第1項及び第2項の規定による改善命令						○				建設事務所
18	法第24条第1項及び第43条第1項の規定による立入検査							○			建設事務所
19	法第25条及び第44条の規定による報告の徴収							○			建設事務所
20	法第27条第1項の規定による工事の届出の受理							○			建設事務所
21	法第27条第2項（法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町長への通知							○			建設事務所
22	法第27条第2項（法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表				○						
23	法第27条第3項（法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による勧告							○			建設事務所
24	法第27条第4項（法第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による命令						○				建設事務所

25	法第 28 条第 1 項の規定による変更の届出の受理									○		建設事務所
26	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定による宅地造成及び特定盛土等に関する証明書等の交付									○		建設事務所

別表第一 県土整備部建築開発課の表第 1 号の項第 4 号中「第 6 条第 1 項第 4 号」を「第 6 条第 1 項第 3 号」に改め、同項第 6 号中「確認の報告」を「確認審査報告書」に改め、同項第 10 号中「完了検査結果の報告」を「完了検査報告書」に改め、同項第 11 号中「中間検査結果の報告」を「中間検査報告書」に改め、同項第 16 号中「報告」を「仮使用認定報告書」に改め、同項第 45 号を次のように改める。

45	法第 18 条第 18 項の規定による審査報告書の受理											
(1)	(2)に掲げるもの以外のもの							○				建設事務所
(2)	松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所及び熊野建設事務所に係るもの							○				建設事務所

別表第一 県土整備部建築開発課の表第 1 号の項中第 119 号を第 125 号とし、第 128 号を第 124 号とし、第 127 号を次のように改め、同号を第 121 号とする。

213	建築基準法施行細則（昭和 46 年三重県規則第 64 号）第 14 条の 2 第 2 項の規定による道路の指定等の変更等											
(1)	法第 42 条 1 項 5 号に係るもの							○				建設事務所
(2)	法第 42 条第 2 項に係るもの							○				建設事務所

別表第一 県土整備部建築開発課の表第 1 号の項中第 126 号を第 121 号とし、第 125 号を次のように改め、同号を第 121 号の項とする。

211	政令第 137 条の 16 第 2 号の規定による認定							○				建設事務所
-----	-----------------------------	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	-------

別表第一 県土整備部建築開発課の表第 1 号の項中第 124 号を第 120 号とし、第九十六号から第 123 号までを六号ずつ繰り下げ、同項第九十五号中「第 60 条の 2 の 2 の第 2 項」を「第 60 条の 2 の 2 第 3 項」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項中第九十四号を第 110 号とし、第七十九号から第九十二号までを六号ずつ繰り下げ、同項第七十八号中「第 57 条の 2」を「第 57 条の 5」に改め、同号を同項第八十四号とし、同項中第七十七号を第 82 号とし、第六十三号から第七十六号までを六号ずつ繰り下げ、第六十一号を次のように改め、同号を第六十八号とする。

68	法第 44 条第 2 項の規定による建築審査会の同意を求めること。											
(1)	(2)に掲げるもの以外のもの							○				建設事務所
(2)	法第 52 条第 15 項、第 53 条第 9 項、第 53 条の 2 第 4 項、第 55 条第 5 項、第 57 条の 4 第 2 項、第 58 条第 3 項、第 59 条第 5 項、第 59 条の 2 第 2 項、第 60 条の 2 第 7 項、第 60 条の 2 の 2 第 5 項、第 60 条の 3 第 4 項、第 67 条第 10 項、第 68 条第 6 項、第 68 条の 3 第 5 項、第 68 条の 5 の 3 第 3 項、第 68 条の 7 第 6 項、第 86 条第 5 項及び第 86 条の 2 第 5 項において準用するもの					○						

別表第一 県土整備部建築開発課の表第 1 号の項中第 61 号を第 67 号とし、第四十七号から第六十号までを六号ずつ繰り下げ、同項第四十六号中「第 18 条第 25 項」を「第 18 条第 41 項」に改め、同号を同項第五十一号とし、同号の前に次の六号を加える。

46	法第 18 条第 19 項の規定による適合しないと認める通知							○				建設事務所
47	法第 18 条第 27 項の規定による完了検査報告書の受理											
(1)	(2)に掲げるもの以外のもの							○				建設事務所
(2)	松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所及び熊野建設事務所								○			建設事務所

	に係るもの											
48	法第 18 条第 36 項の規定による中間検査報告書の受理											
(1)	(2)に掲げるものの以外のも								○			建設事務所
(2)	松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所及び熊野建設事務所に係るもの									○		建設事務所
49	法第 18 条第 38 項第 1 号の規定による認定（法第 87 条の 4 並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）								○			建設事務所
50	法第 18 条第 39 項の規定による仮使用認定報告書の受理（法第 87 条の 4 並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）											
(1)	(2)に掲げるものの以外のも								○			建設事務所
(2)	松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所及び熊野建設事務所に係るもの									○		建設事務所
51	法第 18 条第 40 項の規定による適合しないと認める通知（法第 87 条の 4 並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）								○			建設事務所

別表第一 県土整備部建築開発課の表第十三号の項を次のように改める。

[illegible]

39

	検査																
	イ 本庁の職員に係るもの						○										
	ロ 地域機関の職員に係るもの									○						建設事務所	
(2)	条例第 14 条第 3 項の規定による事業主等の事務所等への立入検査																
	イ 本庁の職員に係るもの						○										
	ロ 地域機関の職員に係るもの									○						建設事務所	

別表第一 県土整備部建築開発課の表第十八号の項第二号中「第12条第3項」を「第11条第3項」に改め、同項第三号中「第12条第4項」を「第11条第4項」に改め、同項第四号中「第12条第5項」を「第11条第5項」に改め、同項第五号中「第13条第4項」を「第12条第4項」に改め、同項第六号中「第13条第5項」を「第12条第5項」に改め、同項第七号中「第13条第6項」を「第12条第6項」に改め、同項第八号中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項第九号中「第14条第2項」を「第13条第2項」に改め、同項第十号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項中第十一号から第十四号までを削り、同項第十五号中「第17条第1項」を「第15条第1項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十六号から第二十一号までを削り、同項第二十一号中「第23条第3項」を「第16条第4項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第二十二号中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第二十四号中「第35条第3項」を「第30条第3項」に、第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第二十五号中「第35条第5項」を「第30条第5項」に、第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第二十六号中「第35条第6項」を「第30条第6項」に、第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十七号中「第37条」を「第32条」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第二十八号中「第38条」を「第33条」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二十九号中「第39条」を「第34条」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第三十号から第三十八号までを削り、同項第三十九号中「規則第8条」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第10条」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第四十号中「第9条」を「第11条」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第四十一号中「第11条」を「第13条」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第四十二号中「第29条」を「第28条」に改め、同号を同項第二十三号とし、同表に次のように加える。

20	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する事務	1 法第12条第1項及び第30条第1項の規定による工事の許可										
		(1) 津建設事務所の所管区域に属する宅地造成等、宅地造成等を行う土地の面積が1ヘクタール以上のもの及び宅地造成等を行う土地の区域が2以上の建設事務所の所管区域に属する宅地造成等（以下この項において「本庁の所掌に属するもの」という。）					○					
		(2) (1)に掲げるもの以外の宅地造成等（以下この項において「地域機関の所掌に属するもの」という。）							○			建設事務所
		2 法第12条第4項及び第30条第4項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町長への通知										
		(1) 本庁の所掌に属するもの					○					
		(2) 地域機関の所掌に属するもの							○			建設事務所
		3 法第12条第4項及び第30条第4項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表					○					
		4 法第14条第2項及び第33条第2項（法第16条第3項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知										
		(1) 本庁の所掌に属するもの					○					
		(2) 地域機関の所掌に属するもの							○			建設事務所

41

別表第一県土整備部住宅政策課の表第六号の項中第二十四号を第二十八号とし、第四号から第二十二号までを四号ずつ繰り下げ、第八号の前に次の一号を加える。

7 法第13条の規定による登録サービス付き高齢者向け住宅の登録抹消					○														
-----------------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一県土整備部住宅政策課の表第六号の項中第三号を第六号とし、同号の前に次の三号を加える。

3 法第7条の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の登録					○														
4 法第8条の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の登録拒否					○														
5 法第9条第3項の規定による登録サービス付き高齢者向け住宅の変更登録					○														

別表第一出納局出納総務課の表第一号の項に次のように加える。

8 規則第27条第2項第16号の規定による歳入等の承認					○														
-----------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一出納局会計支援課の表第一号の項第七号中「第43条第1項第27号」を「第43条第1項第28号」と改める。

別表第一共通決裁事項(1)一般事務の表第十七号の項第三十八号中「次号から第46号まで」の次に「及び次項第37号」を加える。

別表第一共通決裁事項(1)一般事務の表第十八号の項中第十号を次のように改める。

10 法第22条第2項の規定による公表					○														
---------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一共通決裁事項(1)一般事務の表第十八号の項第三十四号中「平成19年内閣府令第68号」の次に「。次号及び第36号において「規則」という。」を加え、「第43条」を「第61条」と改め、同項第三十五号中「第50条第1項」を「第68条第1項」と改め、同項第三十六号中「第51条第1項」を「第70号第1項」と改め、同号の次に次の一号を加える。

37 条例第41条第1項の規定による閲覧又は写しの交付					○														
-----------------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一環境生活部大気・水環境課の表第二十四号の項の改正規定及び同表に第二十九号の項を加える改正規定、別表第一農林水産部農地調整課の表に第十二号の項を加える改正規定、別表第一農林水産部治山林道課の表に第二十五号の項を加える改正規定、別表第一県土整備部河川課の表に第十二号の項を加える改正規定、別表第一県土整備部防災砂防課の表に第十一号の項を加える改正規定、別表第一県土整備部港湾・海岸課の表に第七号の項を加える改正規定、別表第一県土整備部建築開発課の表に第二十号の項を加える改正規定は、令和七年五月二十六日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>